			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	
			計 脚 爭 填	В	C
育に従事する者の数	1 保育に従事する者の数 0歳児 3人につき1人以上 1、2歳児 6人につき1人以上 3歳児 20人につき1人以上 4歳児以上 30人につき1人以上 (考え方) 保育従事者の必要数及び有資格者数は 常勤職員により算定する。 常勤職員により算定する。 常動職員に大り策でする場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換	保育従事者の必要数の算出 a 調査日の属する月を基準月とし、月 極利用の契約入所児童数による必要数を 満たしているか。	・月極契約入所児童数に対して保育従事 者が不足している。		
及び資格	算すること。 どの時間帯においても、在籍児童数に 見合った必要な保育従事者数が配置され ていることが必要。 常勤職員:1日6時間以上で月20日以 上、又は月120時間以上勤務の者	b 調査日に時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極契約児童数に時間預かりの数を加えた児童数による必要数を満たしているか。	・月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対して保育従事者が不足している。		
		c 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 必要数の算出は年齢別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入する。 施設の開所から又は閉所まで30分以内の時間帯において乳幼児数が1人の場合は、保育従事者が1人であっても指摘はしない。	・入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯がある。		
	2 保育に従事する者の有資格者の数 (考え方) 有資格者は、保育士又は看護師の資格 を有する者をいう。 指導基準1の調査事項3により評価を 行う場合は、本項目は適用しない。	有資格者の数が保育従事者の必要数の3分の1(保育従事者が2人の施設については1人)以上いるか。 a 月極契約入所児童数に対する数 b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・月極契約入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。 ・月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する保育従事者数について、有資格者が不足している。		
	規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例 「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」(平成27年8月7日付雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。 b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。	ね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)ではない。 または、現に保育する乳幼児のおおむね 半数以上が外国人ではない。		

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定		
			計 川 争 境	В	С	
	4 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、 保父等これに紛らわしい名称で使用して いないか。	・左記の事項につき、違反がある。			
		b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。			
等 の 構	1 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積:当該保育施設において、 保育室専用として使用している部屋の面 積。調理室や便所、浴室等、保育室以外 の部屋及び区画は含まない。	保育室の面積は、児童が実際に使用できる面積(ロッカー等が置いてある場合は、その分の面積は除く)とし、入所児童1人当たりおおむね1.65㎡以上確保されているか。 a 調査日現在の月極契約入所児童数についての1人当たりの面積	・不足している。			
造、設備及び面		b 時間預かり(一時預かり)がある場合は、月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数についての1人当たりの面積	・不足している。			
積		c 調査時点での在籍児童数についての 1人当たりの面積	・不足している。			
	2 調理室の有無	a 調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能を含む。)は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。	・調理室(施設外調理等の場合は必要な調理機能)がない。			
	給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していること。	調理室の施設外共同使用の場合は、通 常の使用に特に支障がないと判断できる か。(ただし、施設外調理等の場合に必 要とされる調理機能については、施設外 共同使用は認めない。)	・調理室(必要な調理機能を含む。)が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。			
		特に支障がない場合共同使用であっても衛生上問題なく、使用に当たり大きな制限がないかどうか。	・区画はあるが、扉が閉められていない 等運用面の注意を要する。			
			・衛生的な状態が保たれていない。			
	の保育場所とが区画されかつ安全性の確 所と保 別の を別	所とその他の幼児の保育を行う場所は、 別の部屋であることが望ましいが、部屋 を別にできない場合は幼児が容易に乳児	・区画されていない。(別の部屋でない、又はベビーフェンス、ベビーベッド 等の区画がない。)			
		の保育場所へ立ち入れないよう区画され でいるか。(ベビーフェンス、ベビー	・区画が不十分(ベビーフェンス等が あっても、十分活用されていない。)			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	部 体 東 店	判	定
			評価事項	В	С
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全 性の確保	a 採光が確保されているか。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。		
	17.52 ST NV	原則として、保育室は1階以上に設けること。	建築基準法第28条第1項及び同法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。		
			・採光が不十分		
		b 換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部がない。		
			建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		
			・換気が不十分		
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳 幼児を寝かせることがある。		
	5 保育室に専用の手洗い設備の設置	a 保育室には便所用とは別に保育室専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	・専用の手洗い設備が設けられていない。		
			・手洗い設備が設けられているが不適切		
	6 便所 (1)便所の有無	a 便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても	・便所がない。		
		必要数を確保でき、衛生上問題ないこ と。			
	(2)便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画便所の安全な使用の確保	a 便所には保育室用とは別に便所専用 の手洗い設備が設けられているととも に、衛生的に管理されているか。	・専用の手洗い設備が設けられていない。		
	5。 / この西西東州のメエタ東州の唯体	b 児童が安全に使用するのに適当なも のであるか。			
		c 便所は保育室及び調理室と区画され 衛生上問題がないか。	・手洗い設備が設けられているが不適切		
			・手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど)		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判	定
			开间 尹 块	В	С
			・児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用)		
			・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。		Ο
			・便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)		
	(3)便器の数	便器の数は大便器、小便器の合計とするが、少なくとも大便器はおおむね児童 20人につき 1 個以上必要とする。			
		a 調査日現在の契約入所児童(満1歳以上)数による。	・契約入所児童数に対して便器の数が不足		
		b 時間預かりがある場合は、その入所 児童(満1歳以上)数を加算した数に対 しても算出する。	・時間預かりを含めた入所児童数に対し て便器の数が不足		
		必要便器数:幼児20人に1個以上。小数点以下第1位までを算出し、それを四 捨五入した数			
第 3 非	1 (1)消火用具の設置	a 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効		
常災害に対す		b 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・設置場所不適		
者置		c 職員全員が消火用具の設置場所及び その使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。		
	(2)非常口の設置	a 非常口は、火災等非常時に入所児童 の避難に有効な位置に、2か所2方向で 適切に設置されているか。	・非常口が1か所のみ		
		2 か所 2 方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。			
		(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。) 保育室等を1階に設ける場合が 屋上に屋外遊戯場を続ける場	・設置箇所不適		
		る場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	・非常口は2か所あるが、適切な退避用 経路が確保されていない。		
		b 非常口の周辺に家具や用具を置い て、設備の機能を妨げていないか。	・非常口の機能不備		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定	
			計 心 争 填	В	С
	2 (1)非常災害に対する具体的計画 (消防計画)の策定	a 具体的計画 = 消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 消防法上、収容人員(防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数とし	・具体的計画(消防計画)を作成していない。 (全施設対象)		
		う。建物全体で判断する。)が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から、具体的計画(消防計画)を作成すること。	・具体的計画(消防計画)の届出をして いない。 (収容人員が30人以上の施設が対象)		
		消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(業務継続 計画)についても策定するよう努めること。	・具体的計画(消防計画)の内容不備。		
		b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみさなれるため、収容人員が30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。 収容人員が30人未満の施設であっても児童の安全確保の観点から、選任することが望ましい。	・収容人員が30人以上の施設であって防 火管理者の選任・届出がされていない。		
	(2)避難消火等の訓練の毎月1回以上 の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。		
		訓練内容は、消火活動、通報連絡及び 避難誘導等の実地訓練を原則とする。 震災に対する訓練も取り入れることが 望ましい。	〔避難消火訓練実施回数不足〕 ・年間実施回数6回以上12回未満		
			・年間実施回数6回未満 (30人以上の施設) (30人未満の施設)		
			〔保育室が4階以上にある施設〕 ・訓練が毎月1回以上実施されていな い。		
			・訓練内容不適		
			・訓練記録が整備されていない		
			・訓練記録が不十分		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			計 川 争 填	В	С
第 4	1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室、その他乳幼児が出入りし又 は通行する場所に、乳幼児の転落事故を	・転落防止設備がない。		
保育		防止する設備を備えているか。	・転落防止設備が不備である。		
室を2階以上に設ける場合の条件	は乳幼児の避難に適した構造の施設か。 る耐火建築物又は建築基 号の3に規定する準耐火	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)ではない。			
		c 乳幼児の避難に適した下記の構造の施設又は設備が、それぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 屋内階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段イ 待避上有効なパルコニーウ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準制火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施 設又は設備がそれぞれ1以上設けられて いない。		
		バルコニーの床は準耐火 バルコニーは十分に外気 バルコニーの各部分から その部分に開口部がある場 備とすること。 屋内からバルコニーに通 下端の床面からの高さは0. その階の保育室の面積の 又は空地に面していること なお、待避上有効なバルコ	に開放されていること。 2 m以内にある当該建築物の外壁は準耐火。 合は建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定 じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは 15m以下とすること。 概ね 1 / 8 以上の面積を有し、幅員3.5m以。。 にこし、建築基準法上の直通階段には該当及び第121条に基づき、原則として保育室か	する防火 1.8m以上 人上の道路 しないた	設二、各め、

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定	
			評1脚事項	В	С
	2 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は 不可)		
		b 乳幼児の避難に適した下記に掲げる (常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられているか。 (常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に 規定する構造の屋内避難階段又は同条第 3項に規定する構造の屋内特別避難階段 イ 屋外階段 (避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に	・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていない。		
		規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段イイ 建築基準法第2条第7号に規 定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段			
		c 避難に適した構造の施設又は設備が 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離が30m以内となるように設けられている か	・避難に適した構造の施設又は設備が、 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離の30m以内に設けられていない。		
	2 保育室が3階の場合の条件 (調理室がある場合)	d 保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の振若しくは壁又は特定防火設備等で区画し火災が広がりを防止する対策等が採られているか。 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床=耐火構造壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、基準に関して政令で定める技術的人事準に造るのもの構造で、国土交通大臣ががたた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。			
		特定防火設備 ・防火区画に用いる防火設備 (スプリンクラー等) ・防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備 ・加熱開始1時間当該加熱面以外の面に 火炎を出さないもの ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調 装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 調理用器具の種類に応じ有効な自動消 火装置 ・レンジ用自動消火装置、フライヤー用 自動消火装置等	調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、スプリンクラー設備その他これに類すること。 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置が施され、消退理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な種類に応い動が設けられている。 調理室に乳幼児の火遊び防止のための必要な種類に応じ動消火装置(アルシが開発をであり、対したのが設けられ、の必要な措置(レンジ用管等)が設けられ、の方との必要な措置(アクリン・アクリン・アクリン・アクリン・アクリン・アクリン・アクリン・アクリン・		

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	調査内容		判	 定	
L_			評価事項	В	С	
	2 保育室が3階の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する 部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしていない。			
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は ・転落 通行する場所に、乳幼児の転落事故を防 止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。			
		E / SIX IN SIVE VIOLO	・転落防止設備が活用されていない等運 用面で注意を要する事項がある。			
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消 防機関への通報設備(電話で可)がある か。	・左記gを満たしていない。			
		非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、 手動式サイレン等のこと。				
		非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。				
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・左記hを満たしていない。 (防炎物品表示)			
	3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定す る耐火建築物でない。(準耐火建築物は 不可)			
			・左記に掲げる(常用)及び(避難用)の施 設又は設備がそれぞれ1以上設けられて いない。			
		(常用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規 定する屋内避難階段又は同条第3項に規 定する構造の屋内特別避難階段 イ 建築基準法施行令第123条第2項に規 定する構造の屋外避難階段				
		(避難用) ア 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該監督の構造は、建築物の1階的公保育室が設けられている。「所の場合を経過ででは、近年では、10年に、10年では				
		すもの。) イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ウ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外避難階段				
		c 避難に適した構造の施設又は設備が 保育室の各部分からその一に至る歩行距 離が30m以内となるように設けられている か。	保育室の各部分からその一に至る歩行距			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判	定
			計 川 争 填	В	С
	3 保育室が4階以上の場合の条件(調理室がある場合)	は 保育体 では できない できない できない できない できない できない できない できない	・該 保保等 では		
	3 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備(電話で可)があるか。 非常警報器具;警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 非常警報設備;非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	・左記eを満たしていない。 ・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 ・左記gを満たしていない。 ・左記 h を満たしていない。 (防炎物品表示)		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	· 本 市 店	判定	
			評価事項	В	С
第5保育内公	1 保育の内容 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達 の状況を把握し、保育内容を工夫してい るか。	・左記 b ~ d の事項を満たしていること。 (実際の指導等は、 b ~ d の事項について、それぞれ実施する。)		
容		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a)乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・デイリープログラム等が作成されてい ない。		
			・保育日誌が作成されていない。		
			・汚れたときの処置が不適当		
			・24時間保育で3日以上継続入所児童に 入浴・清拭がされていない。		
		(c)沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に 配慮しているか。 (d)外遊びなど、戸外で活動できる環境が 確保されているか。	い。(乳児) 週3回以下		
			・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) 週3回以下 週4回以上6回未満		
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続ける など、乳幼児への関わりが少ない「放任 的」な保育になっていないか。	・テレビやビデオを見せ続けている。		
			・一人一人の児童に対してきめ細かくか つ相互応答的に関わっていない。		
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。	・遊具が全くない。		
		テレビは含まない。	・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていな い、衛生面に問題がある等		
			・大型遊具を備える場合に、安全性に問 題がある。		

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	調査内容	如 / 本 市 15	判	定	
			評価事項	В	С	
	2 保育従事者の保育姿勢等(1)保育従事者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責	・施設内研修等の機会を設けるなど、保 育従事者の質の向上に努めていない。			
		にかんがみ、資質の向上、適格性の確保 が求められること。	・外部研修等への参加が全くない。			
		b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・保育所保育指針の理解に努めていない。			
	(2)児童の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆる ネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が 見られる。			
	(3)児童相談所等の専門的機関との連 携	な養育が疑われる場合に、児童相談所等 機関の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 機関	・不適切な養育が疑われる場合に専門的 機関への通告等が行われてない。			
			・対応が不十分			
	3 保護者との連絡等	〔3歳児未満〕(原則として連絡帳) a 連絡帳は毎日記入されているか。	・連絡が行われていない。			
	(1)保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡事項のうち、少なくとも「体温」 「排便」「食事」の状況は必ず記入す る。	・連絡帳が作成されていない。			
			・連絡状況が不十分			
		[3 歳以上児〕(口頭連絡でも可) b 連絡事項のうち重要な事項は、記録	・連絡が行われていない。			
		されているか。 保護者との連絡と同時に、保育者間の 連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・連絡状況が不十分			
	(2)保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・緊急連絡表が整備されていない。			
	(3)保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の 保育の様子や施設の状況を確認する要望 があった場合には、乳幼児の安全確保等 に配慮しつつ、保育室などの見学が行え るよう適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、 乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障 のない範囲であっても、これらの要望に 適切に対応していない。			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	
			計 川 争 境	В	С
第 6 給食	1 衛生管理の状況 (1)調理室、調理、配膳、食器等の適 切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく 洗い、滅菌しているか。	・使用するごとによく洗っていない。十 分な殺菌又は滅菌が行われていない。		
		b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。	・調理室が汚れている。残飯等が放置されている。		
		d 配膳が衛生的であるか。	・衛生的配慮が不十分		
		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・共用されることがある。		
		f 原材料、調理済み食品(持参による 弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)に ついて腐敗、変質しないよう冷凍又は冷 蔵設備等を利用する等適切な措置を講じ ているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品 の保存に関し、不適切な事項がある。		
		集団給食(1回20食程度未満の場合を除く。)の取扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく届出をする必要がある。(調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。)			
	2 食事内容等の状況(1)乳幼児の年齢や発達、健康状態 (アレルギー疾患等を含む。)等に配慮 した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して 実施しているか。 b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。		
		[市販の弁当(仕出し弁当も含む)等の 場合] c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。		
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。		
	(2)献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏ま え変化のある献立により、一定期間の献 立表を作成し、この献立に基づき調理が	・献立が作成されていない。		
		されているか。 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこ	・献立の内容が不適当		
		<i>と</i> 。	・献立に従った調理が適切に行われていない。		

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	₩7. (T. == ***	判定	
			評価事項	В	С
第7 健康管理・	7 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健 は 康状態の観察 音	a 登園の際、健康状態の観察を行い、 保護者から乳幼児の状態の報告を受けて いるか。 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚 の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。		
			・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。		
安全確保		b 降園の際、登園時と同様の健康状態 の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告している	・十分な観察が行われていない。		
		休暖日へ孔幼光の小窓を報合している。 か。	・注意が必要である場合において保護者 等にその旨を報告していない。		
	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行ってい ない。		
			・基本的な発育チェックを毎月行っていない。		
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断 を入所(利用開始)時及び1年に2回、 学校保健安全法に規定する健康診断に準 じて実施	a 入所(利用開始)時の健康診断乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。	・入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果 (4か月以内に検診を受診しているもの に限る。)の提出がある場合等は、これ により入所(利用開始)時の健康診断が なされたものとみなしてよい。		
		b 1年に2回の健康診断が実施されて いるか。(おおむね6月毎に実施)	・全く実施されていない。		
		施設において直接実施できない場合 は、保護者から健康診断書又は母子健康 手帳の写し(おおむね6月以内の乳幼児	・1年に1回しか実施していない。		
		子帳の与し(ののひねり月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	・健康診断の未実施者がいる。		
			・健康診断の内容が不十分又は記録に不 備がある。		
		c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成	・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。		
		し、全ての保育従事者への周知が行われ ているか。	・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分		

別表2-11日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	調査内容	評価事項	判定		
			計画争填	В	С	
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生	・実施されていない。			
		規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき 採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されているが未実施者がいる。			
		b 調理、調乳に携わる職員には、月1 回検便を実施しているか。	・実施されていない。			
			・月1回の検便が実施されている状況にない。			
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。			
		最低限必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・整備内容が不十分			
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。			
		b 再登園時には、かかりつけ医とのや りとりを記載した書面等の提出などにつ いて、保護者の理解と協力を求めている か。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねて いる。			
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカ チなどは、一人一人のものが準備されて いるか。	・対応が適切でない。			
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態 をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、 乳幼児突然死症候群に対する注意を払っ ていない。			
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに 寝かせているか。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不 足している。			
		窒息リスク除去の観点から、医学的な 理由で医師からうつぶせ寝をすすめられ ている場合以外は、乳児の顔が見える仰 向けに寝かせることが重要である。				
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。			

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	調査内容		評 価 事 項	判	定
			計 训 争 填	В	С	
	8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童 等に対する施設外での活動、取組等を含	・安全計画が策定されていない。			
		めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 (危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)			
		されているとともに、安全計画に定める 研修及び訓練が定期的に実施されている か。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。		0	
			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		0	
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取 組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		0	
			・施設内の危険な場所、設備等への囲障 の設置がない。			
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。				
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が 不用意に保育環境下に置かれていないか などについて、保育室内及び園庭内の点 検を定期的に実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。			
		h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施錠等が不十分			
			・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。			

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	如 体 审 话	判定	
			評価事項	В	С
		j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見	・当該自動車にブザーその他の車内の児 童の見落としを防止する装置が備えられ ていない。		
			・児童の降車の際の確認にあたり、当該 装置を用いていない。		
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能 となるよう、消防署等が実施する救命講 習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等 の訓練)を定期的に実施しているか。	・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。		
			・関係機関への緊急通報訓練が1年以内 に1回も実施されていない。		
		1 賠償責任保険に加入するなど、保育 中の万が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		
		m 事故発生時には速やかに当該事実を区に報告しているか。 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、令和4年3月25日21子子起第2302号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	・報告が行われていない。		
		n 事故の状況及び事故に際して採った 処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		
			・死亡事故等の重大事故が発生した施設 において、当該事故と同様の事故の再発 防止策及び事故後の検証結果を踏まえた 措置がとられていない。		
		p 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 バス等により児童の送迎を行う場合 も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1 名以上職員が同乗することが望ましい。	・園外保育時に複数の保育従事者が対応 していない。		

			評 価 基 準			
指導 基準	調査事項	** - * *	判	定		
			評価事項	В	С	
第 8 利	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービス を利用しようとする者が見やすい場所に 掲示されているか。	・全く掲示されていない。			
用者への情		a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名	・左記a~oの事項につき、掲示内容又 は掲示の仕方が不十分			
報 提 供		d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該 サービスの提供につき利用者が支払うべ き額に関する事項並びにこれらの事項に 変更が生じたことがある場合にあっては	・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。			
		国	・「ここdeサーチ」に左記号 a ~ o の事項につき、掲載仮名項目がある又は内容が不十分			
		の予定 i 職員に対する研修の受講状況 j 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k 提携している医療機関の名称、所在 地及び提携内容 1 緊急時等における対応方法 m 非常災害対策 n 虐待の防止のための措置に関する事 項 o 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)				
	2 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約 の内容及びその履行に関する事項につい て、適切に説明が行われているか。	・適切な説明が行われていない。			
	3 サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等 による交付がされているか。	・書面等により交付されていない。			
		a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が 支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に関して契約しての内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及 び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当 職員の氏名及び連絡先	・左記 a ~ h の事項につき、交付内容が 不十分			

別表 2 - 1 1日に保育する乳幼児の数が 6人以上の施設の評価基準

			評 価 基 準		
指導 基準	調査事項	調査内容	評 価 事 項	判定	
			可顺 事 块	В	С
第9 備える帳簿等	1 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。 c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条)・賃金台帳(労働基準法第108条)・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分 ・左記の帳簿等の整備状況が不十分		
	2 在籍(利用)乳幼児に関する書類等 の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類()があるか。 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・確認できる書類が備えられていない。	***************************************	
	3 施設に関する書類等の整備	a 面積が確認できる施設の平面図があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・内容が不十分		
第 0 設置者の経営姿勢	1 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	a 保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 b 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 c 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・保育に対する姿勢が不十分		